技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「並びに」を「、」に、「当該」を「並びに当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「維持管理計画等は、」の下に「前項に規定するもののほか、」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるものとする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第一項中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（技術基準対象施設の点検診断）

第四条　技術基準対象施設の点検診断は、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に、適切な方法により行うものとする。

2　技術基準対象施設の定期的な点検診断は、五年（当該施設の損壊に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるものにあっては、三年）以内ごとに行うものとする。

3　前項に規定する定期的な点検診断のうち、詳細な点検診断については、当該施設の重要度等を勘案して、適切な時期に行うものとする。

4　技術基準対象施設の点検診断は、第二項に規定するもののほか、日常の点検を行うとともに、必要に応じて、臨時の点検診断を行うものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項及び第四項の規定により、都市計画事業の承認及び認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業　都市高速道路外郭環状線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区宇奈根三丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに給田五丁目並びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市新川一丁目、二丁目及び四丁目並びに北野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都練馬区関町南一丁目並びに上石神井南町並びに石神井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都狛江市東野川三丁目及び四丁目並びに同都調布市入間町二丁目並びに東つつじケ丘一丁目、二丁目及び三丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに同都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、四丁目及び五丁目並びに吉祥寺東町四丁目並びに同都練馬区関町南一丁目及び二丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井台一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内

○国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一　認可事業者の名称　国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

第二　事業の種類　（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）高速自動車国道中央自動車道富士吉田線（三鷹市東京都世田谷区間）に関する事業及びこれに伴う付随工事（国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）高速自動車国道関越自動車道新潟線（三鷹市東京都練馬区間）に関する事業及びこれに伴う付随工事

第三　事業区域　（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分：延長六・三キロメートル）東京都世田谷区大蔵五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、喜多見九丁目、成城三丁目及び成城四丁目地内、東京都狛江市東野川三丁目及び東野川四丁目地内、東京都調布市入間町二丁目、東つつじケ丘二丁目、東つつじケ丘三丁目、仙川町二丁目、若葉町一丁目及び緑ケ丘一丁目地内、東京都三鷹市中原一丁目、新川一丁目、北野三丁目及び北野四丁目地内（地下四十一メートルから地下七十八メートル）（国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分：延長七・九キロメートル）東京都三鷹市北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、牟礼一丁目、牟礼二丁目、井の頭一丁目地内、東京都世田谷区北烏山五丁目及び北烏山七丁目地内、東京都杉並区久我山四丁目、西荻北四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目及び善福寺四丁目地内、東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、吉祥寺南町四丁目、吉祥寺南町五丁目及び吉祥寺東町四丁目地内、東京都練馬区関町南一丁目、関町南二丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目及び石神井台四丁目地内（地下四十一メートルから地下七十五メートル）

第四　事業により設置する施設又は工作物の耐力

（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）施設頂面において一平方メートル当たり約五百六から八百四十九キロニュートン

（国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）施設頂面において一平方メートル当たり約二百四十七から千百十六キロニュートン

第五　使用の期間

（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）平成二十七年度より大深度地下施設存続期間中

（国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）平成二十七年度より大深度地下施設存続期間中

○国土交通省告示第三百九十七号

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「基準エネルギー消費効率（」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率（」に、「右欄に掲げる基準エネルギー消費効率」を「右欄に掲げる数値」に、「この条において同じ」を「同じ」に、「当該基準エネルギー消費効率」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二号から第八号までの規定中「基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」に、「当該基準エネルギー消費効率」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に改める。